

公益財団法人あきた移植医療協会

臓器移植組織適合（HLA）検査費用助成金交付規程

（目的）

第1条 臓器不全のため、臓器移植を希望し組織適合（HLA）検査を行った患者に対し、この規程により検査に係る費用の一部を助成する。

（助成金の交付対象等）

第2条 助成金の交付対象は、臓器移植を希望し組織適合（HLA）検査を行い、社団法人日本臓器移植ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）に登録した者とする。

（助成金の交付額）

第3条 助成金の交付額は、20,000円を限度として、検査費用が20,000円以下の場合には実費助成とする。

（助成金の申請）

第4条 助成金の交付を申請する場合は、臓器提供経費助成交付金申請書（様式第1号）に、HLA検査センター発行の領収書、ネットワーク発行の腎移植（新規）登録の完了通知書の写しを添付して、公益財団法人あきた移植医療協会理事長（以下「理事長」という。）に申請するものとする。

（助成金の交付）

第5条 理事長は、前項の規定による助成金の申請があった場合は、当該申請書類を審査し、適正と認めるときは、速やかに助成金を交付するものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人あきた移植医療協会の設立の登記の日から施行する。